鎌倉市立稲村ヶ崎小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月 鎌倉市立稲村ヶ崎小学校

改訂中

【学校教育目標】

明るい未来を切り拓く児童の育成 ~学びあい ささえあい 高めあい~

《子どもたち》

- (1) 命を大切にし、心も体も健康な子
- (2) 共に学び、共に育つ子
- (3) 進んで学習に取り組み、よく考え工夫する子
- (4) 進んで挨拶ができ、時間をしっかり守れる子

《学校》

- (1) 笑顔と活力に満ちた学校
- (2) 確かな学びと、豊かなふれあいのある学校
- (3) チーム力のある学校
- (4) 地域に開き、地域とともに歩む学校
- (5) 安心して学び生活できる安全な学校

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該 児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった 児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」第2条)

【いじめに対する基本認識】

- ●いじめは、いじめを受けた児童等の人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- ●いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る
- ●いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- ●いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲 の子どもにも注意を払う必要がある
- ●いじめは、おとなには気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいも のである
- ●いじめは、その行為や様態により、犯罪行為として取り扱われるものである

1 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人によって感じ方やとらえ方が異なるため、「いじめ」なのかどうかの 判断は慎重に行われなければなりませんが、大切なことは、いじめにつながる可能性 があるすべての事例に対して、教職員がチームとなって迅速に対応することです。い じめ問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」に努めるとともに、いじめを認 知した場合は、早期に対応し、解消に向けて取り組みます。

本校のすべての子どもにとって、安全で安心して生活できる場所であるためにも、 教職員が情報を共有し取り組むとともに、関係機関や教育委員会との連携も密にし、 子どもたち一人ひとりに対しチームで支援する体制づくりを進め、早期発見、早期解 決に努め、「いじめのない学校」を目指します。

また、いじめの問題には、学校や家庭だけの問題としてではなく、全ての大人の問題として取り組む必要があるため、日頃から地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めていきます。

(いじめの禁止)

本校では、いじめを禁止するとともに、いじめを放置しません。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。

また、いじめが疑われる場合においても、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- ○体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等、 道徳性を育む取組を進めます。
- ○日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- ○児童が主体的に考えられるよう、日頃から分かる授業を心がけ、児童が達成感を得られる授業づくりに努めます。
- ○学校関係者や地域住民等との連携を通して、教育活動における様々な場面で「いの ちの大切さ」を学ぶ機会を設定していきます。
- ○いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質 等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ○児童に対し、いじめの傍観者とならず、いじめを発見したらいち早く教職員へ報告 するなど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるよう努 めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ○「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る問題である」という認識 を持ち、日頃から児童の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係 の構築等に努めます。
- ○定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整 え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速かつ確実に対応します。

<定期的な調査方法>

- ① 児童対象いじめ等のアンケート調査 年3回(6月、10月、1月)
- ② 個人面談(学級担任による生活や学習等に関する相談)年2回(7月、12月)
- ○児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができる相談体制を整備します。
 - ① スクールカウンセラーや教育相談員の活用
 - ② いじめ相談窓口の周知
 - ③ 相談箱の活用

(3) いじめの早期解決のための対応・措置

- ○いじめを見た、またはいじめの疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめ させる対応をします。
- ○教職員がいじめに係る相談を受けた場合やいじめをうけている疑いがある場合は、 すみやかにその事実の有無を確認し、児童への支援・指導を迅速かつ適切に行いま す。
- ○相談・通報のあった事案は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し情報の共有と早期解決に努めます。
- ○いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合には、学校は、いじめを受けた児童を守ることを第一に考え、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- ○いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であること理解させたり、自分の行動が相手の心身に及ぼした影響等に気付かせたりするなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さないよう助言や支援を行います。
- ○いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために、必要があると認められるケースについては、保護者との相談の上、いじめた児童に対して、一定期間別室等において学習を行う措置を講じます。
- ○いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ○はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加 担する行為であることを理解するよう指導します。
- ○これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機 関等との連携の下で取り組みます。
- ○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、 身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、教育委員会に報告・協議 し所轄警察署との相談や学校警察連携制度の活用など、警察と連携して取り組みま す。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ○インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、携帯電話利用教室等、必要な啓発活動を行います。また、学級活動や道徳、総合的な学習の時間などを活用して、情報モラル教育の一層の推進を図ります。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考えること、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力を身につけさせるよう努めます。
- ○学校で実施するいじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を 設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を 進めます。
- ○インターネットを通じて行われるいじめについては、外部専門機関等への協力を 得て、対応に努めます。

3 いじめ防止等対策委員会の設置

いじめの防止等の取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、特定の教職員で対処するのではなく、必要に応じて外部専門家の参画も得ながら、学校全体で組織的な対応を行います。

【構成員】

校長、教頭、総括教諭、児童支援専任教諭、教育相談コーディネーター、児童指導担当教員、学年リーダー、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて学級担任など構成員を追加します。

【開催時期と内容】

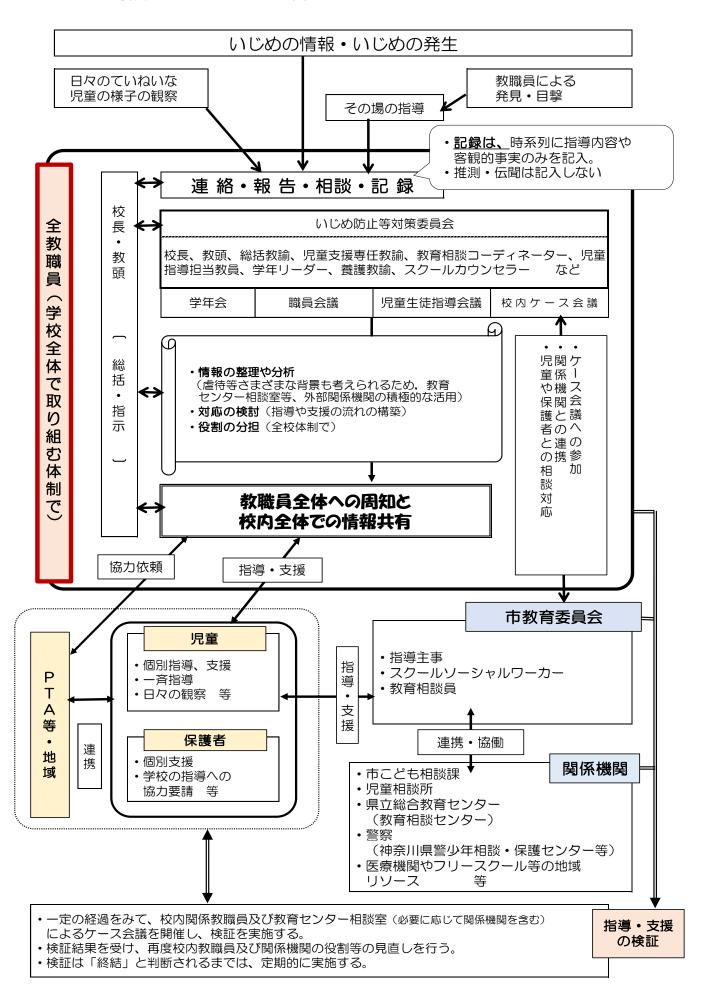
いじめの事案が発生していない時でも、学期に1回程度は開催し、児童について の情報交換といじめ防止のための事例研究や研修を行います。

また、学校いじめ防止基本方針の見直しや、基本方針に基づく取組の年間計画の作成や実施等のほか、次のことを担当します。

- ◇児童や保護者の相談や地域住民等からの通報の窓口
- ◇いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報を収集、記録
- ◇いじめの疑いのある情報があった際の学年会や職員会議等緊急会議の開催
- ◇関係する児童への事実関係の聴取など、いじめに関連する情報の迅速な収集及び調査
- ◇いじめを受けた児童の保護や支援、いじめを行った児童に対する指導や支援、 家庭や関係機関との連携
- ◇在校生やその保護者に対する情報提供

4 いじめの事案が発生した時の対応

いじめは多くの子どもたちが関係する場合があります。迅速にいじめの状況を把握するには、複数の 教職員によるチームでの対応が必要です。全教職員が同じ姿勢で取り組むことができるよう、学校全体 で支え合う指導体制で進めることが大切です。



5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめを受けた児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、若しくは、いじめを受けた児童が、そのため相当の期間(概ね30日。但し、連続して欠席している場合は、この目安にかかわらず。)欠席を余儀なくされている疑いがある場合を指します。

(2) 重大事態発生時の対応

- ○いじめに係る重大事態と判断した場合、学校は速やかに鎌倉市教育委員会を通じて 市長に報告し、鎌倉市教育委員会と協議して「いじめ調査委員会」を設置し、事実 関係を明確にするための調査に着手します。
- ○児童やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったと きは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえな い」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査等に当たります。
- ○調査に当たっては「いじめ防止等対策委員会」の構成員が中心となり進め、事態の 収束まで調査を続けます。なお、事案内容により構成員については鎌倉市教育委員 会と検討し、校長が任命します。

【構成員】

いじめ防止等対策委員会の構成員に加え、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を求め、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

- ○学校は調査内容を、鎌倉市教育委員会へ報告するとともに、必要な対応を協議します。
- ○学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと判断した場合、鎌倉市教育委員会においての調査を依頼します。

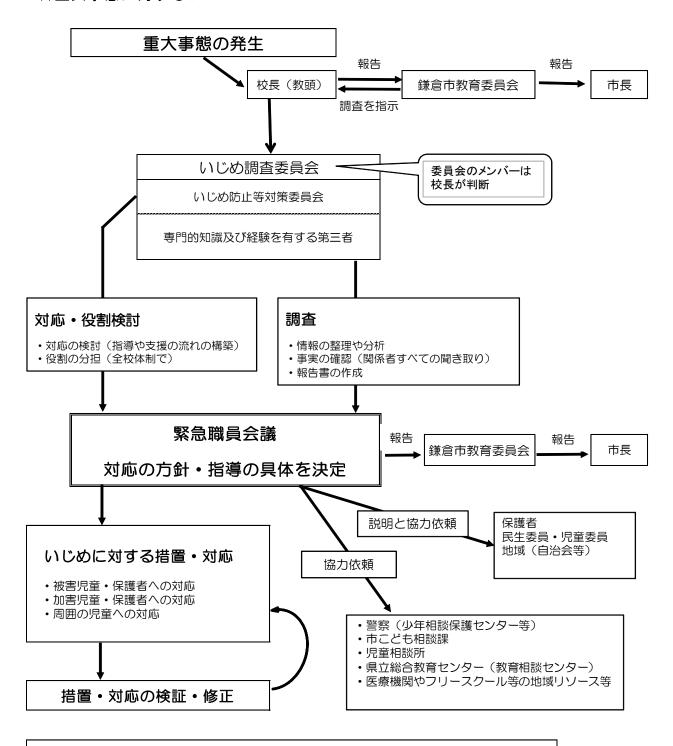
(3) いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

- ○学校はいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた 児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。
- ○当該情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

(4) 調査結果の報告

○学校が実施した調査の結果は、鎌倉市教育委員会を通じて市長に報告します。なお、 いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はそ の保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。

☆重大事態に対するフロー



校長(教頭)は鎌倉市教育委員会へ経過報告・結果報告を行い、必要な事項については協議する。

6 その他

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ◇いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ◇いじめの再発を防止するための取組に関すること